

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせんたー  
障害者就業・生活支援センターについて

ほっかいどう ほけんふくし ぶふくしきょくしょう しやほけんふくしか  
(北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課)

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせんたー  
＜ 障がい者就業・生活支援センター ＞

○ 「障がい者就業・生活支援センター」は、平成14年の障害者雇用促進法改正により創設された障がい者の就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関である。(障害者雇用促進法第27条)

○ 根拠法令の障害者雇用促進法では、センターの指定は、都道府県知事の権限とされているが、法律上、センターの設置義務や活動区域に関する定めはない。

こんきょほうれい しょうがいしゃ こよう そくしんなど かんするほうりつ  
＜ 根拠法令（障害者の雇用の促進等に関する法律） ＞

だいよんせつ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせんたー  
第四節 障害者就業・生活支援センター

だい じょう してい  
第27条 (指定)

とどうふけんちじ しょくぎょうせいかつ じりつ はかる しゅうぎょうおよ ともな にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつじょう  
都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上

の支援を必要とする障害者（以下その節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ること

を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営

利活動法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であって、

次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定す

る業務を行う者として指定することができる。

1 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画

を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

2 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他

福祉の増進に資すると認められること。

(2～4項省略)

## ■ 障がい者就業・生活支援センターの設置状況

- 平成30年4月2日現在、全国で334のセンターが設置されている。(参考：東京都～6センター設置)
- 道内では、21の「北海道障がい保健福祉圏域」に、現在11箇所の障がい者就業・生活支援センターが設置されている。(資料1-4)
- 本道においては、平成21年からセンターの設置はない。

## ■ 障がい者就業・生活支援センターの課題

- 厚生労働省は、1障害保健福祉圏域に1センターの設置を目標としている。  
(道の「北海道障がい保健福祉圏域」である21圏域と、札幌市のみを活動区域とする「札幌市障がい保健福祉圏域」の4圏域を合わせた25圏域の設置を求められている。)
- 関係機関をはじめ、これまでの「北海道障がい者就業支援推進委員会」においても、道内における「障がい者就業・生活支援センター」増設の要望、意見が出されている。
- 道の財政状況の見通しは厳しい状況が続いており、単純な増設は容易ではない。

## ◆ 道の対応の方向性

- 他都府県と共同で、国費負担による小型センターの設置や指定基準の緩和、実施形態の弾力化などを、引き続き国に要望する。
- 道では、障がい者就業・生活支援センターについて、現行の第5期北海道障がい福祉計画(平成30年度～平成32年度)期間中に、活動区域のあり方などを見直すこととしている。
- 道としては、法律上、センターの設置義務や活動区域に関する定めはないため、現行計画期間中は、センターの設置箇所、活動区域の見直し等で対応を検討する。
- 関係機関と引き続き協議を進め、法に則った可能な対応策を提案する。